

## 地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度河内町一般会計決算における地方消費税（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

63,919 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分	
社会保険	国民健康保険	63,084	44,622		0	18,462	2,415
	介護保険	329,665	290,122		0	39,543	5,172
	後期高齢者医療	148,786	21,741		0	127,045	16,616
社会福祉	児童福祉	346,563	95,193		9,000	242,370	31,700
	老人福祉	4,072		0	0	4,072	533
	障害者福祉	8,512	6,655		0	1,857	243
	医療福祉	40,355	18,407		0	21,948	2,871
保健衛生	保健総務	9,353		0	0	9,353	1,223
	母子健康指導	3,344	145		0	3,199	418
	疾病予防	14,271		0	0	14,271	1,867
	健康づくり	6,580		0	0	6,580	861
合計		974,585	476,885		9,000	488,700	63,919

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。